

# 岩手県警察術科に関する訓令の運用について

(昭和63年3月2日岩警務発第20号警察本部長)

[沿革] 平成6年6月岩警務発第44号、13年4月岩警務発第28号改正、21年1月岩人財第55号

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

このたび、「岩手県警察術科に関する訓令」(昭和63年岩手県警察本部訓令第1号)を制定したので運用上誤りのないようにされたい。

なお、「岩手県警察術科訓練推進要綱の制定について」(昭和38年3月20日付け岩教発第41号)の通達は廃止する。

## 記

### 第1 制定の趣旨

術科教養関係については、これまで訓令の制定はなく「岩手県警察術科訓練推進要綱」により運営してきたところであるが、制定後25年を経過しており、更に「少年柔剣道活動の推進について」(昭和58年1月1日付け岩防犯発第2号、岩警務発第2号)の実践のためにも現状にそぐわなくなったので組織的に整備し、警察術科の充実強化を図るため新たに訓令を制定した。

### 第2 運用の基本

術科教養の基本は、警察官として職務を遂行するために必要な技術を高め、旺盛な気力、体力を養い、受傷事故防止を図ることにある。

一方、地域における小、中、高校生を中心とした柔道、剣道の振興について、近年ますます警察の指導、援助を期待する風潮が高まっているが、これに応ずることは少年非行防止をはじめ警察業務全般の推進上からも好ましいことであるから積極的に対応する必要がある。

これら諸般の要請から訓令の諸制度を積極的に機能させ、警察術科の強力な推進を図ることにある。

### 第3 制度の運用

#### 1 総則関係(第1条～第7条)

##### (1) 体育(第2条)

体育とは、一般的なスポーツ等をいうのではなく、警察官の職務執行に直結し、実力行使に役立つ疾走能力、持久走力強化のための諸活動をいう。

##### (2) 推進責任者の任務(第5条)

推進責任者は、術科の訓練又は試合を実施するに当たり、必要あるときは本部長の指揮を受け、師範及び指導官を派遣するものとする。

##### (3) 訓練責任者の任務(第6条)

ア 訓練責任者は、訓練用具及び施設の整備、整頓、保管、手入れ等、その他維持管理に努めなければならない。

イ 訓練責任者は、訓練用具備品台帳(様式第1号)を備え、訓練用具の員数を明らかにしておかなければならない。

ウ 訓練責任者は、訓練用具受払簿(様式第2号)を備え、訓練用具の受け払い状況を明らかにしておかなければならない。

#### 2 師範及び指導官並びに術科顧問関係(第8条～第11条)

##### (1) 師範及び指導官(第8条)

従来、必ずしも明確でなかった県警察の術科指導者について、師範及び指導官を明示し、その責任の所在を明らかにした。

##### ア 師範

柔道、剣道及び逮捕術の指導者について、従来から呼称されていたものを明示した。

## イ 指導官

けん銃操法、救急法及び体育の指導者については、指導官とした。

- (2) 師範及び指導官の任命（第9条）

別表の資格要件に規定する「その他本部長が認めた職員」とは、術科指導者養成科を修了する等特に優れた知識及び技能を有し、指導力に秀でた職員をいう。
  - (3) 師範及び指導官の任務（第10条）

師範及び指導官の担当する企画、立案等は、専門的な分野のものとし、実技の指導には派遣を含むものとする。
  - (4) 術科顧問（第11条）

職員の術科指導力の低下の抑止及び警察術科の技術の向上を図るため、警察術科の指導教養及び振興に関し、助言に当たる岩手県警察術科顧問を委嘱することができることとした。
- ### 3 首席師範代等関係（第12条～第14条）
- (1) 首席師範代（第12条）

推進責任者及び訓練責任者を補佐し、術科訓練の管理・検証等を行う首席師範代を明示し、その地位と責任を明らかにした。
  - (2) 首席師範代の任命（第12条の2）

ア 別表の資格要件に規定する「その他本部長が認めた職員」とは、術科指導者専科を修了する等優れた知識及び技能を有し、指導力に秀でた職員をいう。  
イ 首席師範代に事故等ある場合は、訓練責任者が推進責任者と協議し、師範代等のうちから、その任務を代行する者を選任することができるものとする。
  - (3) 首席師範代の任務（第12条の3）

首席師範代は、指導者としてその地位と責任を自覚し、推進責任者、訓練責任者及び他の首席師範代と連携を取りながら師範代等を統括して術科技能の向上を図るものとする。
  - (4) 師範代（第13条）

従来、訓練担当者として任命していたが、これを柔道、剣道及び逮捕術について師範代とし、資格水準を高め、実技に優れた者の能力を開発し、登用することにした。
  - (5) 師範代の推薦（第13条の2）

ア 師範代は実技訓練指導を通じて、青年警察官のリーダー的役割と「少年柔剣道活動の推進について」等による部外活動の指導的役割を期待するものであるから推薦に当たっては、段級位のみにとらわれず、真に指導力を有する者を師範代推薦書（様式第3号）により推薦すること。  
イ 推薦手続は、異動など欠員、交代による変更を生じた場合、その都度行うものとする。
  - (6) 師範代等の任務（第13条の3）

師範代及び指導員は、指導者としてその地位と責任を自覚し、常に術技を研修するとともに、知徳のかん養に努めなければならない。
- ### 4 術科訓練及び術科大会関係（第15条～第17条）
- (1) 術科部（第15条）

ア 術科部は、従来各所属において自主的に編成されていたものであるが、これを強化し訓練の推進を図るため制度化した。警察本部については、各部ごとに術科部を設置することとしたが、外部活動の多い隊等の所属を中心に運営することが望ましい。  
イ 術科訓練責任者は、首席師範代、師範代及び指導員が担当各部と一体となつて活動し、その能力を十分発揮できるよう勤務上の配慮をするとともに、各部の自主的活動が積極的に行われるよう奨励すること。  
ウ 警察部外で活動する際は、地域との良好な関係を保つことに配慮し、公平な取扱いに努めること。

エ 訓練責任者は、術科部の設置状況を術科部編成報告書（様式第4号）により報告すること。ただし、本部にあっては各部の庶務担当課訓練責任者が部内のとりまとめをして報告すること。

(2) 術科訓練の実施（第16条）

ア 機会訓練

常時訓練の徹底を期するため、朝礼前（後）の訓練、週例訓練等を実施すること。

イ 招集日等における訓練

招集日においては、2時間は術科訓練にあてるようにし、うち1時間は必ず柔道、剣道を実施すること。

ウ 寒げいこ及び暑中げいこ

(ア) 柔道、剣道及び逮捕術の術科の寒げいこを、1月又は2月の酷寒期を選び、また、暑中げいこを、7月又は8月の酷暑を選び、それぞれ10日間以上実施すること。

(イ) 寒げいこ及び暑中げいこには、一般人を参加させることができる。

エ 隣接署等との合同訓練

隣接署と協議の上、又は本部の計画によってブロック柔剣道、逮捕術対抗試合及び合同訓練等を行うこと。

オ 部外大会参加等による訓練

術科を通じて県民との緊密化を図り、部外者との柔剣道交歓げいこを奨励するため、民警柔剣道大会を開き、又は部外大会に参加するものとする。

5 特別訓練部関係（第18条）

特別訓練部については、従来の運営を制度化した。

6 受傷事故防止

訓令の運用に当たっては、「岩手県警察術科訓練安全管理要綱並びに術科訓練安全管理措置基準制定実施について」（昭和49年6月15日付け岩教発第105号）により、安全管理の徹底を図ること。

7 訓練日誌

術科部には術科部訓練日誌（様式第5号）を、特別訓練部には、特別訓練部訓練日誌（様式第6号）を備え付けること。

8 実施状況等の記録等

(1) 署長は、寒げいこ及び暑中げいこを実施したときは、訓練終了後、5日以内に暑中げいこ、寒げいこ実施状況報告書（様式第7号）により、その状況を本部長に報告しなければならない。

(2) 訓練責任者は、術科訓練を実施したときは、術科訓練出欠簿（様式第8号）にその出欠を明記しておくものとする。

(3) 寒げいこ及び暑中げいこを皆勤したものに対しては、様式第9号の精励賞を授与するものとする。

様式第1号(第3の1関係)

訓練用具備品台帳

品目	数量	摘要	年月日	責任者印

様式第2号(第3の1関係)

訓練用具受払簿

品目					
年月日	摘要	受	払	残	取扱者印

様式第3号(第3の3関係)

岩手県警察本部長 殿

推薦所属長

師範代推薦書

種目	氏名	階級	年齢	段級位	推薦理由
柔道					
剣道					
逮捕術					

- 備考 1 推薦は異動など欠員交代の都度速やかに行うこと。  
2 推薦理由には、健康状態、指導歴も記入すること。

様式第4号(第3の4関係)

岩手県警察本部長 殿

訓練責任者

術科部編成報告書

種目	部長の 階級及び氏名	編成人員						
		警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	一般職員	計
柔道部								
剣道部								
逮捕術部								
体育部 伝								
合	計							

- 備考
- 1 報告は、毎年4月末日までとする。
  - 2 師範代、指導員は内数とする。

様式 5 号 ( 第 3 の 7 関係 )

決 裁	署 長		副次 署 長長		術科 部長		記 載 者	
術 科 部 訓 練 日 誌 部								
訓練月日	年 月 日 ( )			訓練場所				
出席者数	名							
訓練内容								
事故など 特記事項								
師 範 代 指 導 員 の 意 見								

- 備考
- 1 日誌は各術科部ごとに備付け、部長が保管すること。
  - 2 部外活動、対外試合などの際にも記載すること。
  - 3 師範代、指導員は訓練推進上の意見のあるとき記載すること。

様式第6号（第3の7関係）

決 裁	人 財 育 成 課 長		次 長		師 指 導 官		記 載 者	
特 別 訓 練 部 訓 練 日 誌								
訓 練 月 日		年 月 日 ( )			訓 練 場 所			
訓 練 出 席 者								
訓 練 内 容								
師 指 導 官 意 見								

- 備考
- 1 訓練の都度、訓練員が記載すること。
  - 2 出席者欄には、訓練員名を記載し丸印で囲むこと。
  - 3 訓練内容には、試合結果、負傷なども記載すること。
  - 4 師範、指導官が保管し、適宜決裁を受けること。
  - 5 部外活動、対外試合などの際にも記載すること。



術科訓練出欠簿

常時訓練  
暑中げいこ  
寒げいこ

氏名	月 日									

備考 1 常時訓練、暑中げいこをそれぞれ別紙とする。

様式第9号(第3の8関係)

精 励 賞

君は げいこの特別期間中その訓練に

精励恪勤したのでこれを賞する

年 月 日

岩 手 県 警 察 本 部 長

階 級 氏 名